

2017年8月4日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—外商投資政策関連—

## みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第449号）

# 商務部、 外商投資企業設立・変更の届出規定を改定 外国投資家による M&A・戦略投資も届出へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

商務部は2017年7月30日付で『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』の改定に関する**決定**（商務部令2017年第2号、以下『弁法改定版』という）を公布、施行しました。**外国投資家による非外商投資企業の合併・買収（M&A）および上場会社への戦略投資**についても、**国が規定、実施する参入特別管理措置の領域に該当しない場合、届出手続のみで可能**となります。

『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』（商務部令[2016]3号、以下『3号弁法』）<sup>1</sup>は2016年10月8日に公布され、これにより約30年にわたって厳格な審査・批准管理が実施されてきた**外商投資企業の設立・変更が、国が規定、実施する参入特別管理措置の領域に該当しない場合、届出のみで可能**となりました。参入特別管理措置が規定、実施される領域は、『外商投資産業指導目録』に掲載されており、その最新版は国家発展改革委員会と商務部により公布された『外商投資産業指導目録（2017年改定）』<sup>2</sup>の『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』となります。『3号弁法』には外資の合併・買収に係る企業設立および変更についての言及はなく、従来の規定に基づき取り扱うとしていました。

**外国投資家による非外商投資企業の合併・買収**については、商務部の『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』（商務部令2009年第6号）で、**外国投資家による上場会社への投資**については、商務部等が連名で公布した『外国投資家による上場会社への戦略投資管理弁法』（商務部、中国証券監督管理委員会、国家税務総局、国家工商行政管理総局、国家外貨管理局令2005年第28号）に規定されています。これらの規定によると、両ケースともに商務部の事前審査・批准が必要だとしています。

<sup>1</sup> 『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第430号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0446-XF-0105.pdf>

<sup>2</sup> 『外商投資産業指導目録（2017年改定）』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第448号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0467-XF-0105.pdf>

これを今回の『弁法改定版』では、参入特別管理措置の領域に該当しない場合には、届出管理とする、としています（図表1参照）。

【図表1】外国投資家による合併・買収および戦略投資の届出の手順

条件		届出の手順（届出の範囲に属する場合）	
合併・買収	合併・買収、吸収合併等の方式により、非外商投資企業が外商投資企業に転換する場合	企業名称の事前認可を取得した後、すべての投資家（もしくは外商投資株式有限会社の発起人全体、以下「発起人全体」という）が指定する代表もしくは共同委託の代理人が営業許可証を発給する前、もしくは外商投資企業が指定する代表もしくは委託した代理人が発給後の30日以内に、総合管理システムを通じて、オンラインで『外商投資企業設立届出申告表』（以下『設立申告表』という）および関連書類に記入および提出し、設立届出手続を行う	
	合併・買収により設立する外商投資企業の取引基本情報を変更する場合	外商投資企業が指定する代表もしくは委託する代理人により、変更事項発生後の30日以内に総合管理システムを通じてオンラインで『外商投資企業変更届出申告表』（以下『変更申告表』）および関連書類に記入および提出し、変更届出手続を行う	
戦略投資	外国投資家が非外商投資の上場会社に戦略投資する場合	証券登記決済機構において証券登記前もしくは登記後の30日以内に届出手続を行い、『設立申告表』に記入し報告	届出完成后、戦略投資の届出情報に変化が発生した場合、『証券法』および関連規定が要求する情報開示義務者が情報開示義務を履行する日から5日以内に変更届出を行う
	外商投資の上場会社が新たな外国投資家の戦略投資を導入する場合	証券登記決済機構において証券登記前もしくは登記後の30日以内に届出手続の変更を行い、『変更申告表』に記入し報告	

（『弁法改定版』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

また、『弁法改定版』は、外国投資家による非外商投資企業の合併・買収および上場会社へ戦略投資をする場合、企業設立もしくは変更の手続を行う際、総合管理システムを通じて図表2にある書類を提出しなければならないとしています。

【図表2】外国投資家による合併・買収および戦略投資の提出書類

条件	提出文書
変更事項が外商投資企業の最終的な実際の支配者の変更に係わる場合	外商投資企業の最終的な実際の支配者の持分構造図（係わらない場合、提出不要）
外国投資家が国外の会社の持分を支払手段とすることに係わる場合	国外の会社の持分を取得する国内企業の『企業国外投資証書』

（『弁法改定版』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

\*

『弁法改定版』の詳細は、3ページからの日本語仮訳および13ページからの中国語原文をご参照ください。なお、施行前後の移行期における手続等については、以下のURLもご参照ください。

⇒<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201707/20170702617581.shtml>

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

中華人民共和國商務部  
令 2017 年第 2 号

『「外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法」の改訂に関する決定』はすでに商務部の第 101 回部務会議の審議を経て可決された。ここに公布し、公布の日から施行する。

部長 鐘山  
2017 年 7 月 30 日

『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』の改訂に関する決定

外商投資管理体制改革を推進し、行政簡素化・権限委譲、委譲と管理の結合、サービス最適化の改革方向を反映するため、外国投資家による国内非外商投資企業合併・買収および上場会社への戦略投資の実施に対し、特別管理措置および関連合併・買収に係わらない場合、届出管理を適用する。商務部は、『外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法』（商務部令 2016 年 3 号）に対して以下の改訂を決定する。

1. 第 5 条に 1 項を追加し、第 2 項とする：「合併・買収、吸収合併等の方式により、非外商投資企業が外商投資企業に転換し、本弁法が規定する届出範囲に属する場合、本条第 1 項に基づき設立届出手続を行い、『設立申告表』に記入し報告する。」
2. 第 6 条第 1 項に 1 号を追加し、第 (3) 号とする：「合併・買収により設立する外商投資企業の取引基本情報の変更。」
3. 1 条を追加し、第 7 条とする：「外国投資家が非外商投資の上場会社に戦略投資し、本弁法が規定する届出範囲に属する場合、証券登記決済機構において証券登記前もしくは登記後の 30 日以内に届出手続を行い、『設立申告表』に記入し報告しなければならない。」

外商投資の上場会社が新たな外国投資家の戦略投資を導入し、届出範囲に属する場合、証券登記決済機構において証券登記前もしくは登記後の 30 日以内に届出手続の変更を行い、『変更申告表』に記入・報告しなければならない。

届出が完成した後、戦略投資の届出情報に変化が発生した場合、『証券法』および関連規定が要求する情報開示義務者が情報開示義務を履行する日から 5 日以内に変更届出を行わなければならない。」

4. 第7条第1項に1号を追加し、第(7)号とする：「外商投資企業の最終的な実際の支配者の持分構造図（変更事項が外商投資企業の最終的な実際の支配者の変更に係わらない場合、提出不要）、合わせて添付資料の「オンライン提出資料」の部分に本項の内容を追加する。
5. 第7条第1項に1号を追加し、第(8)号とする：「外国投資家が国外の会社の持分を支払手段とすることに係わる場合、国外の会社の持分を取得する国内企業の『企業国外投資証書』を提出する必要がある」、合わせて添付資料の「オンライン提出資料」の部分に本項の内容を追加する。
6. 添付資料1「外商投資企業設立届出申告資料」のうち「外商投資企業設立届出申告表」を削除し、添付資料2「外商投資企業変更届出申告資料」のうち「外商投資企業変更届出申告表」を削除する。

このほか、関連条項の順序に対して相応に調整する。

## 外商投資企業設立および変更届出管理暫定弁法（改訂）

### 第1章 総則

- 第1条** さらに対外開放を拡大し、外商投資管理体制改革を推進し、法治化、国際化、利便化の商業環境を完善化するため、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国会社法』および関連法律、行政法規および国務院の決定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 外商投資企業の設立および変更において、国が規定、実施する参入特別管理措置に係わらない場合、本弁法を適用する。
- 第3条** 国務院商務主管部門は、全国範囲内の外商投資企業の設立および変更の届出管理業務の統一調整および指導の責任を負う。  
各省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団・副省級都市の商務主管部門、ならびに自由貿易試験区・国家級経済技術開発区の関連機構は外商投資企業の設立および変更の届出機構であり、当該区域内における外商投資企業の設立および変更の届出管理業務の責任を負う。届出機構は外商投資総合管理情報システム（以下「総合管理システム」という）を通して届出業務を展開する。

**第4条** 外商投資企業もしくはその投資家は、本弁法に基づき真実で、正確で、完全な届出情報を提出し、届出申告承諾書を記入しなければならない。虚偽の記載、誤解を招く陳述もしくは重大な遺漏があってはならない。外商投資企業もしくはその投資家は、提出済みの届出情報関連の証明資料を適切に保管しなければならない。

## 第2章 届出の手順

**第5条** 外商投資企業の設立が、本弁法の規定する届出範囲に属する場合、企業名称の事前認可を取得した後、すべての投資家（もしくは外商投資株式有限会社の発起人全体、以下「発起人全体」という）が指定する代表もしくは共同委託の代理人が営業許可証を発給する前、もしくは外商投資企業が指定する代表もしくは委託した代理人が営業許可証発給後の30日以内に、総合管理システムを通じて、オンラインで『外商投資企業設立届出申告表』（以下『設立申告表』という）および関連文書に記入および提出し、設立届出 процедуруを取り扱わなければならない。合併・買収、吸収合併等の方式により、非外商投資企業が外商投資企業に転換し、本弁法が規定する届出範囲に属する場合、本条第1項に基づき設立届出 procedure を行い、『設立申告表』に記入し報告する。

**第6条** 本弁法の規定する届出範囲に属する外商投資企業は、以下の変更事項が発生する場合、外商投資企業が指定する代表もしくは委託する代理人により、変更事項発生後の30日以内に総合管理システムを通じてオンラインで『外商投資企業変更届出申告表』（以下『変更申告表』）および関連文書に記入および提出し、変更届出 procedure を取り扱わなければならない。

- (1) 外商投資企業の基本情報の変更は、名称・登録住所・企業類型・経営期限・投資業界・業務類型・経営範囲・国が規定する輸入設備減免税範囲に属するか否か・登録資本金・投資総額・組織機構の構成・法定代表者・外商投資企業の最終的な実際の支配者の情報・連絡人および連絡方式の変更を含む、
- (2) 外商投資企業の投資家基本情報の変更は、姓名（名称）・国籍／地区もしくは住所（登録地もしくは登録住所）・証書類および番号・引受出資額・出資方式・出資期限・資金出所地・投資者類型を含む、
- (3) 合併・買収により設立する外商投資企業の取引基本情報の変更、
- (4) 持分（株式）、合作権益の変更、
- (5) 合併・分割・終了、
- (6) 外資企業財産権益の対外抵当・譲渡、
- (7) 中外合作企業における外国合作者の先行投資回収、
- (8) 中外合作企業における委託経営管理。

そのうち、合併・分立・減資等の事項は、関連法律・法規の規定に基づき公告する必要がある場合、変更届出を取り扱う時、法に基づき公告手続の取扱状況を説明しなければならない。

前述の変更事項が最高権力機構の行った決議に係わる場合、外商投資企業の最高権力機構が変更決議を行った時点を変更事項の発生時間とする。法律・法規が外商投資企業の変更事項の発効条件に対して別途要求がある場合、相応の要求を満足させる時間を変更事項の発生時間とする。

外商投資の上場会社および全国中小企業持分譲渡システムに上場する会社は、外国投資家の持分比率の変化が累計で5%を超える、および持分支配もしくは相対持分支配の地位に変化が発生する時のみに、投資家基本情報もしくは株式変更事項の届出手続を取り扱わなければならない。

**第7条** 外国投資家が非外商投資の上場会社に戦略投資し、本弁法が規定する届出範囲に属する場合、証券登記決済機構において証券登記前もしくは登記後の30日以内に届出手続を行い、『設立申告表』に記入し報告しなければならない。

外商投資の上場会社が新たな外国投資家の戦略投資を導入し、届出範囲に属する場合、証券登記決済機構において証券登記前もしくは登記後の30日以内に届出手続の変更を行い、『変更申告表』に記入し報告しなければならない。

届出が完成した後、戦略投資の届出情報に変化が発生した場合、『証券法』および関連規定の要求する情報開示義務者が情報開示義務を履行する日から5日以内に変更届出を行わなければならない。

**第8条** 外商投資企業もしくはその投資家が外商投資企業の設立もしくは変更届出手続を取り扱う場合、総合管理システムを通じて以下の文書をアップロードして提出しなければならない。

- (1) 外商投資企業名称の事前認可資料もしくは外商投資企業の営業許可証、
- (2) 外商投資企業の投資家全体（もしくは発起人全体）、もしくはその授権代表が署名した『外商投資企業設立届出申告承諾書』、または外商投資企業法定代表者もしくはその授権代表が署名した『外商投資企業変更届出申告承諾書』、
- (3) 投資家全体（もしくは発起人全体）、もしくは外商投資企業の指定代表、もしくは共同委託代理人の証明、授権委託書および被委託人の身分証明を含む、
- (4) 外商投資企業の投資家もしくは法定代表者が他人に委託して署名した関連文書の証明、授権委託書および被委託人の身分証明（関連文書の署名を他人に委託していない場合、提出不要）を含む、
- (5) 投資家の主体資格証明もしくは自然人の身分証明（変更事項が投資家基本情報の変更に係わらない場合、提出不要）、
- (6) 法定代表者の自然人身分証明（変更事項が法定代表者の変更に係わらない場合、提出不要）、

- (7) 外商投資企業の最終的な実際の支配者の持分構造図（変更事項が外商投資企業の最終的な実際の支配者の変更に係わらない場合、提供不要、
- (8) 外国投資家が国外の会社の持分を支払手段とすることに係わる場合、国外の会社の持分を取得する国内企業の『企業国外投資証書』を提供する必要がある。

前述の文書の原文が外国語の場合、同時に中国語翻訳文書をアップロードして提出しなければならない。外商投資企業もしくはその投資家は中国語翻訳文書の内容が外国語原本の内容の一致性を確保しなければならない。

**第9条** 外商投資企業の投資家は、営業許可証の発給前にすでに届出情報を提出し、もし投資の実際状況に変化が発生する場合、営業許可証の発給後の30日以内に届出機構に変化の状況について変更届出手続を履行しなければならない。

**第10条** 審査・批准を経て設立した外商投資企業に変更が発生する場合、かつ変更後の外商投資企業は国が規定、実施する参入特別管理措置に係わらない場合、届出手続を行わなければならない。届出が完成した場合、その『外商投資企業批准証書』は同時に失効する。

**第11条** 届出管理の外商投資企業に発生した変更事項が、国が規定、実施する参入特別管理措置に係わる場合、外商投資の関連法律・法規に基づき審査・批准手続きを行わなければならない。

**第12条** 外商投資企業もしくはその投資家がオンラインで『設立申告表』もしくは『変更申告表』および関連文書を提出した後、届出機構は記入・報告情報の形式上の完全性および正確性に対して照合を行い、合わせて申告事項に対して届出範囲に属するかどうかを選別する。本弁法が規定する届出範囲に属する場合、届出機構は3営業日以内に届出を完成させなければならない。届出範囲に属さない場合、届出機構は3営業日以内にオンラインで外商投資企業もしくはその投資家に関連規定に基づいて手続きを行うことを通知し、合わせて関連部門に通知して法に基づき処理しなければならない。

届出機構は、外商投資企業もしくはその投資家が記入・報告した情報に形式上、不完全・不正確、もしくはその経営範囲に対してさらなる説明が必要な場合、一括でそれに15営業日以内にオンラインで関連情報の補充提出をオンラインで告知しなければならない。補充情報を提出する時間は、届出機構の届出期限に計上しない。もし外商投資企業もしくはその投資家が15営業日以内に関連情報を十分に補充することができない場合、届出機構は外商投資企業もしくはその投資家に届出が未完成であることをオンラインで告知する。外商投資企業もしくはその投資家は、同一の設立もしくは変更事項に別途、届出申請を提出することができ、すでに当該設立もしくは変更事項を実施した場合、5営業日以内に別途、提出しなければならない。

届出機構は、総合管理システムを通して届出結果を発布し、外商投資企業もしくはその投資家

は、総合管理システムにおいて届出の結果情報を照会することができる。

**第13条** 届出完成后、外商投資企業もしくはその投資家は、外商投資企業名称事前認可資料（コピー）もしくは外商投資企業営業許可証（コピー）により届出機構から『外商投資企業設立届出受理書』もしくは『外商投資企業変更届出受理書』（以下、『届出受理書』という）を受領することができる。

**第14条** 届出機構が発行する『届出受理書』には以下の内容を記載する。

- (1) 外商投資企業もしくはその投資家がすでに提出した設立もしくは変更の届出申告資料、かつ形式要求に合致している、
- (2) 届出した外商投資企業の設立もしくは変更事項、
- (3) 当該外商投資企業の設立もしくは変更事項が届出範囲に属する、
- (4) 国が規定する輸入設備の減免税範囲に属しているか否か。

### 第3章 監督管理

**第15条** 商務主管部門は外商投資企業およびその投資家の、本弁法の遵守状況に対して監督検査を実施する。

商務主管部門は抜取調査、通報に基づき実施する検査、関連部門もしくは司法機関の提案ならび反映の状況に基づき実施する検査、および職権に基づき始動する検査などの方式を採り、監督検査を展開することができる。

商務主管部門と公安・国有資産・税関・税務・工商・証券・外貨等の関連行政管理部門は、緊密に協同で協力し、情報の共有を強化しなければならない。商務主管部門は監督検査の過程において外商投資企業もしくはその投資家に本部門の管理職責に属さない違法・規定違反行為がある場合、遅滞なく関連部門に通報しなければならない。

**第16条** 商務主管部門は、公平・規範の要求に基づき、外商投資企業の届出番号等に基づきランダムに検査対象を抽出して確定し、ランダムに検査人員を選択して派遣し、外商投資企業およびその投資家に対して監督検査を行わなければならない。抜取調査の結果は、商務主管部門により商務部外商投資情報開示プラットフォームを通して開示する。

**第17条** 公民・法人もしくはその他の組織が、外商投資企業もしくはその投資家に本弁法に違反する行為が存在することを発見した場合、商務主管部門に通報することができる。通報は書面の形式を採用し、明確な被通報者があり、合わせて関連事実および証拠を提出した場合、商務主管部門は通報を受けた後、必要な検査を行わなければならない。



- 第18条** その他の関連部門もしくは司法機関が、その職責履行の過程において、外商投資企業もしくはその投資家に本弁法に違反する行為があることを発見した場合、商務主管部門に監督検査の提案を提出することができ、商務主管部門は関連提案を受けた後、遅滞なく検査を行わなければならない。
- 第19条** 本弁法の規定に基づき届出を行っていない場合、もしくはかつて届出に不実がある、監督検査に対して協力しない、商務主管部門が行う行政処罰決定記録の履行を拒否した外商投資企業もしくはその投資家に対し、商務主管部門は職権に基づきそれに対して検査を始動することができる。
- 第20条** 商務主管部門が外商投資企業およびその投資家に対して行う監督検査の内容は以下を含む。
- (1) 本弁法の規定に基づいて届出手続を履行しているか否か、
  - (2) 外商投資企業もしくはその投資家が記入・報告する届出情報が真実か、正確か、完全か否か、
  - (3) 国が規定、実施する参入特別管理措置において列挙された投資禁止領域で投資経営活動を展開しているか否か、
  - (4) 審査・批准を経ずに国が規定、実施する参入特別管理措置において列挙された投資制限領域で投資経営活動を展開しているか否か、
  - (5) 国家安全審査に触発する状況が存在するか否か、
  - (6) 『届出受理書』を偽造・変造・リース・貸出・譲渡しているか否か、
  - (7) 商務主管部門が行う行政処罰の決定を履行しているか否か。
- 第21条** 検査の時、商務主管部門は法に基づき被検査者が提出する関連資料の閲覧もしくは関連資料の提出を要求することができ、被検査者は事実どおりに提供しなければならない。
- 第22条** 商務主管部門が実施する検査は、被検査者の正常な生産経営活動を妨害してはならず、被検査者が提供する財物もしくはサービスを受けてはならず、その他の違法な利益を要求してはならない。
- 第23条** 商務主管部門およびその他の主管部門が監督検査において把握した外商投資企業もしくはその投資家の信用状況を反映した情報は、商務部外商投資信用記録システムに記入しなければならない。うち、本弁法の規定に基づいて届出を行っていない、届出が不実、『届出受理書』を偽造・変造・リース・貸出・譲渡する、監督検査に対して協力しない、もしくは商務主管部門が行う行政処罰決定の履行を拒否した場合に対し、商務主管部門は関連信用情報を、商務部外商投資情報開示プラットフォームを通して開示しなければならない。

商務部と関連部門は、外商投資企業およびその投資家の信用情報を共有する。

商務主管部門が前2款に基づいて開示もしくは共有する信用情報は、外商投資企業もしくはその投資家個人のプライバシー、商業秘密、もしくは国家秘密を含んではならない。

**第24条** 外商投資企業およびその投資家は、商務部外商投資信用記録システムにおける自身の信用情報を照会することができ、もし関連情報記録が不完全もしくは過誤があると認識する場合、関連証明資料を提供し、合わせて商務主管部門に修正を申請することができる。確認を経て事実であった場合、修正する。

本弁法に違反して発生した信義則違反記録に対し、外商投資企業もしくはその投資家が違法行為を是正し、関連義務の履行後3年以内に本弁法の違反行為が再度発生していない場合、商務主管部門は当該信義則違反記録を取り除かなければならない。

#### 第4章 法律責任

**第25条** 外商投資企業もしくはその投資家が本弁法の規定に違反し、期日どおりに届出義務を履行できない、もしくは届出を行う時に重大な遺漏が存在する場合、商務主管部門は期限付きの是正を命令しなければならない。期限を超えて是正しない、もしくは情状が重大な場合、3万元以下の罰金を科す。

外商投資企業もしくはその投資家が本弁法の規定に違反し、届出義務の履行を逃避し、届出を行う時に真実の状況を隠匿し、誤解を招くもしくは虚偽の情報を提供し、もしくは『届出受理書』を偽造・変造・リース・貸出・譲渡する場合、商務主管部門は期限付きの是正を命令し、合わせて3万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。

**第26条** 外商投資企業もしくはその投資家が審査・批准を経ずに、国が規定、実施する参入特別管理措置に列挙された投資制限領域で投資経営活動を展開する場合、商務主管部門は期限付きの是正を命令し、合わせて3万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。

**第27条** 外商投資企業もしくはその投資家が、国が規定、実施する参入特別管理措置に列挙された投資禁止領域で投資経営活動を展開した場合、商務主管部門は期限付きの是正を命令し、合わせて3万元以下の罰金を科さなければならない。その他の法律・法規に違反する場合、関連部門が相応の法律責任を追及する。

**第28条** 外商投資企業もしくはその投資家が、逃避・拒絶もしくはその他の方式で商務主管部門の監督検査を妨害する場合、商務主管部門により是正を命令し、1万元以下の罰金を科すことができる。

**第29条** 関連業務人員が、届出もしくは監督管理の過程で職権を乱用し、職務を怠慢し、私利をはかり、賄賂を要求・受け取った場合、法に基づき行政処分を下す。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

## 第5章 附則

**第30条** 本弁法が実施する前に商務主管部門がすでに受理した外商投資企業設立および変更事項で、審査・批准が完成しておらず、かつ届出範囲に属する場合、審査・批准の手順を終了し、外商投資企業もしくはその投資家は本弁法に基づき届出手続を行わなければならない。

**第31条** 外商投資事項が独占禁止の審査に係わる場合、関連規定に基づき取り扱うこと。

**第32条** 外商投資事項が国家安全審査に係わる場合、関連規定に基づき取り扱うこと。届出機構が届出手続を取り扱うもしくは監督検査の時に当該外商投資事項が国家安全審査の範囲に属する可能性があると判断するが、外商投資企業の投資家が商務部に国家安全審査を申請していない場合、届出機構は遅滞なく、投資家に商務部への安全審査申請を提出することを通知し、合わせて関連手続を一時的に停止し、同時に関連状況を商務部に申告しなければならない。

**第33条** 投資類外商投資企業（投資性公司・ベンチャー投資企業を含む）は外国投資家とみなし、本弁法を適用する。

**第34条** 香港特別行政区・マカオ特別行政区・台湾地区の投資家の投資が、国が規定、実施する参入特別管理措置に係わらない場合、本弁法を参照してき取り扱うこと。

**第35条** 香港のサービス提供者が内地で『「内地と香港によるさらなる緊密な経済貿易関係の構築に関する手配」のサービス貿易協議』の香港に対して開放するサービス貿易の領域のみを投資する場合、澳門のサービス提供者が内地で『「内地と澳門によるさらなる緊密な経済貿易関係の構築に関する手配」のサービス貿易協議』の澳門に対して開放するサービス貿易の領域のみを投資する場合、その会社設立および変更の届出は『香港・マカオのサービス提供者による内地投資届出管理弁法（試行）』に基づき手続する。

**第36条** 商務部は、本弁法の発効前に発布した部門規則および関連文書と本弁法が不一致である場合、本弁法を適用する。

**第37条** 自由貿易試験区、国家級経済技術開発区の関連機構は、本弁法第3章および第4章に基づき、当該区域内の外商投資企業およびその投資家による本弁法の遵守状況に対して監督検査を実施する。

**第38条** 本弁法は公布の日より施行する。『自由貿易試験区外商投資届出管理弁法（試行）』（商務部公告 2015 年第 12 号）は、同時に廃止する。

付属文書： 1. 外商投資企業設立届出申告資料〔略〕  
2. 外商投資企業変更届出申告資料〔略〕  
3. 外商投資企業設立届出受理書〔略〕  
4. 外商投資企業変更届出受理書〔略〕

(中国語原文)

**中华人民共和国商务部  
令 2017 年第 2 号**

《关于修改〈外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法〉的决定》已经商务部第 101 次部务会议审议通过，现予公布，自公布之日起施行。

部长 钟山

2017 年 7 月 30 日

**关于修改《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》的决定**

为推进外商投资管理体制改革，体现简政放权、放管结合、优化服务的改革方向，对于外国投资者并购境内非外商投资企业以及对上市公司实施战略投资，不涉及特别管理措施和关联并购的，适用备案管理。商务部决定，对《外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法》（商务部令 2016 年第 3 号）作如下修改：

- 一、第五条增加一款，作为第二款：“由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，按照本条第一款办理设立备案手续，填报《设立申报表》。”
- 二、第六条第一款增加一项，作为第（三）项：“并购设立外商投资企业交易基本信息变更。”
- 三、增加一条，作为第七条：“外国投资者战略投资非外商投资的上市公司，属于本办法规定的备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理备案手续，填报《设立申报表》。外商投资的上市公司引入新的外国投资者战略投资，属于备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理变更备案手续，填报《变更申报表》。备案完成后，如战略投资备案信息发生变更的，应于《证券法》及相关规定要求的信息披露义务人履行信息披露义务之日起 5 日内办理变更备案。”
- 四、第七条第一款增加一项，作为第（七）项：“外商投资企业最终实际控制人股权架构图（变更事项不涉及外商投资企业最终实际控制人变更的，无需提供）”，并在附件的“在线提交材料”部分增加此项内容。
- 五、第七条第一款增加一项，作为第（八）项：“涉及外国投资者以境外公司股权作为支付手段的，需提供获得境外公司股权的境内企业《企业境外投资证书》”，并在附件的“在线提交材料”部分增加此项内容。

六、删除附件 1 “外商投资企业设立备案申报材料”中的“外商投资企业设立备案申报表”；删除附件 2 “外商投资企业变更备案申报材料”中的“外商投资企业变更备案申报表”。

此外，对相关条款的顺序作相应调整。

## 外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法（修订）

### 第一章 总则

**第一条** 为进一步扩大对外开放，推进外商投资管理体制改革，完善法治化、国际化、便利化的营商环境，根据《中华人民共和国中外合资经营企业法》、《中华人民共和国中外合作经营企业法》、《中华人民共和国外资企业法》、《中华人民共和国公司法》及相关法律、行政法规及国务院决定，制定本办法。

**第二条** 外商投资企业的设立及变更，不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，适用本办法。

**第三条** 国务院商务主管部门负责统筹和指导全国范围内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。各省、自治区、直辖市、计划单列市、新疆生产建设兵团、副省级城市的商务主管部门，以及自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构是外商投资企业设立及变更的备案机构，负责本区域内外商投资企业设立及变更的备案管理工作。备案机构通过外商投资综合管理信息系统（以下简称综合管理系统）开展备案工作。

**第四条** 外商投资企业或其投资者应当依照本办法真实、准确、完整地提供备案信息，填写备案申报承诺书，不得有虚假记载、误导性陈述或重大遗漏。外商投资企业或其投资者应妥善保存与已提交备案信息相关的证明材料。

### 第二章 备案程序

**第五条** 设立外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，在取得企业名称预核准后，应由全体投资者（或外商投资股份有限公司的全体发起人，以下简称全体发起人）指定的代表或共同委托的代理人在营业执照签发前，或由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在营业执照签发后 30 日内，通过综合管理系统，在线填报和提交《外商投资企业设立备案申报表》（以下简称《设立申报表》）及相关文件，办理设立备案手续。

由于并购、吸收合并等方式，非外商投资企业转变为外商投资企业，属于本办法规定的备案范围的，按照本条第一款办理设立备案手续，填报《设立申报表》。

**第六条** 属于本办法规定的备案范围的外商投资企业，发生以下变更事项的，应由外商投资企业指定的代表或委托的代理人在变更事项发生后 30 日内通过综合管理系统在线填报和提交《外商投资企业变更备案申报表》（以下简称《变更申报表》）及相关文件，办理变更备案手续：

- （一）外商投资企业基本信息变更，包括名称、注册地址、企业类型、经营期限、投资行业、业务类型、经营范围、是否属于国家规定的进口设备减免税范围、注册资本、投资总额、组织机构构成、法定代表人、外商投资企业最终实际控制人信息、联系人及联系方式变更；
- （二）外商投资企业投资者基本信息变更，包括姓名（名称）、国籍/地区或地址（注册地或注册地址）、证照类型及号码、认缴出资额、出资方式、出资期限、资金来源地、投资者类型变更；
- （三）并购设立外商投资企业交易基本信息变更；
- （四）股权（股份）、合作权益变更；
- （五）合并、分立、终止；
- （六）外资企业财产权益对外抵押转让；
- （七）中外合作企业外国合作者先行回收投资；
- （八）中外合作企业委托经营管理。

其中，合并、分立、减资等事项依照相关法律法规规定应当公告的，应当在办理变更备案时说明依法办理公告手续情况。

前述变更事项涉及最高权力机构作出决议的，以外商投资企业最高权力机构作出决议的时间为变更事项的发生时间；法律法规对外商投资企业变更事项的生效条件另有要求的，以满足相应要求的时间为变更事项的发生时间。

外商投资的上市公司及在全国中小企业股份转让系统挂牌的公司，可仅在外国投资者持股比例变化累计超过 5% 以及控股或相对控股地位发生变化时，就投资者基本信息或股份变更事项办理备案手续。

**第七条** 外国投资者战略投资非外商投资的上市公司，属于本办法规定的备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理备案手续，填报《设立申报表》。

外商投资的上市公司引入新的外国投资者战略投资，属于备案范围的，应于证券登记结算机构证券登记前或登记后 30 日内办理变更备案手续，填报《变更申报表》。

备案完成后，如战略投资备案信息发生变更的，应于《证券法》及相关规定要求的信息披露义务人履行信息披露义务之日起 5 日内办理变更备案。

**第八条** 外商投资企业或其投资者办理外商投资企业设立或变更备案手续，需通过综合管理系统上传提交以下文件：

- （一）外商投资企业名称预先核准材料或外商投资企业营业执照；

- (二) 外商投资企业全体投资者（或全体发起人）或其授权代表签署的《外商投资企业设立备案申报承诺书》，或外商投资企业法定代表人或其授权代表签署的《外商投资企业变更备案申报承诺书》；
- (三) 全体投资者（或全体发起人）或外商投资企业指定代表或者共同委托代理人的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明；
- (四) 外商投资企业投资者或法定代表人委托他人签署相关文件的证明，包括授权委托书及被委托人的身份证明（未委托他人签署相关文件的，无需提供）；
- (五) 投资者主体资格证明或自然人身份证明（变更事项不涉及投资者基本信息变更的，无需提供）；
- (六) 法定代表人自然人身份证明（变更事项不涉及法定代表人变更的，无需提供）；
- (七) 外商投资企业最终实际控制人股权架构图（变更事项不涉及外商投资企业最终实际控制人变更的，无需提供）；
- (八) 涉及外国投资者以符合规定的境外公司股权作为支付手段的，需提供获得境外公司股权的境内企业《企业境外投资证书》。

前述文件原件为外文的，应同时上传提交中文翻译件，外商投资企业或其投资者应确保中文翻译件内容与外文原件内容保持一致。

**第九条** 外商投资企业的投资者在营业执照签发前已提交备案信息的，如投资的实际情况发生变化，应在营业执照签发后 30 日内向备案机构就变化情况履行变更备案手续。

**第十条** 经审批设立的外商投资企业发生变更，且变更后的外商投资企业不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应办理备案手续；完成备案的，其《外商投资企业批准证书》同时失效。

**第十一条** 备案管理的外商投资企业发生的变更事项涉及国家规定实施准入特别管理措施的，应按照外商投资相关法律法规办理审批手续。

**第十二条** 外商投资企业或其投资者在线提交《设立申报表》或《变更申报表》及相关文件后，备案机构对填报信息形式上的完整性和准确性进行核对，并对申报事项是否属于备案范围进行甄别。属于本办法规定的备案范围的，备案机构应在 3 个工作日内完成备案。不属于备案范围的，备案机构应在 3 个工作日内在线通知外商投资企业或其投资者按有关规定办理，并通知相关部门依法处理。

备案机构发现外商投资企业或其投资者填报的信息形式上不完整、不准确，或需要其对经营范围作出进一步说明的，应一次性在线告知其在 15 个工作日内在线补充提交相关信息。提交补充信息的时间不计入备案机构的备案时限。如外商投资企业或其投资者未能在 15 个工作日内补齐相关信息，备案机构将在线告知外商投资企业或其投资者未完成备案。外商投资企业或其投资者可就同一设立或变更事项另行提出备案申请，已实施该设立或变更事项的，应于 5 个工



作日内另行提出。

备案机构应通过综合管理系统发布备案结果，外商投资企业或其投资者可在综合管理系统中查询备案结果信息。

**第十三条** 备案完成后，外商投资企业或其投资者可凭外商投资企业名称预核准材料（复印件）或外商投资企业营业执照（复印件）向备案机构领取《外商投资企业设立备案回执》或《外商投资企业变更备案回执》（以下简称《备案回执》）。

**第十四条** 备案机构出具的《备案回执》载明如下内容：

- （一）外商投资企业或其投资者已提交设立或变更备案申报材料，且符合形式要求；
- （二）备案的外商投资企业设立或变更事项；
- （三）该外商投资企业设立或变更事项属于备案范围；
- （四）是否属于国家规定的进口设备减免税范围。

### 第三章 监督管理

**第十五条** 商务主管部门对外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。

商务主管部门可采取抽查、根据举报进行检查、根据有关部门或司法机关的建议和反映的情况进行检查，以及依职权启动检查等方式开展监督检查。

商务主管部门与公安、国有资产、海关、税务、工商、证券、外汇等有关行政管理部门应密切协同配合，加强信息共享。商务主管部门在监督检查的过程中发现外商投资企业或其投资者有不属于本部门管理职责的违法违规行为，应及时通报有关部门。

**第十六条** 商务主管部门应当按照公平规范的要求，根据外商投资企业的备案编号等随机抽取确定检查对象，随机选派检查人员，对外商投资企业及其投资者进行监督检查。抽查结果由商务主管部门通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。

**第十七条** 公民、法人或其他组织发现外商投资企业或其投资者存在违反本办法的行为的，可以向商务主管部门举报。举报采取书面形式，有明确的被举报人，并提供相关事实和证据的，商务主管部门接到举报后应当进行必要的检查。

**第十八条** 其他有关部门或司法机关在履行其职责的过程中，发现外商投资企业或其投资者有违反本办法的行为的，可以向商务主管部门提出监督检查的建议，商务主管部门接到相关建议后应当及时进行检查。

**第十九条** 对于未按本办法的规定进行备案，或曾有备案不实、对监督检查不予配合、拒不履行商务主管

部门作出的行政处罚决定记录的外商投资企业或其投资者，商务主管部门可依职权对其启动检查。

**第二十条** 商务主管部门对外商投资企业及其投资者进行监督检查的内容包括：

- （一）是否按照本办法规定履行备案手续；
- （二）外商投资企业或其投资者所填报的备案信息是否真实、准确、完整；
- （三）是否在国家规定实施准入特别管理措施中所列的禁止投资领域开展投资经营活动；
- （四）是否未经审批在国家规定实施准入特别管理措施中所列的限制投资领域开展投资经营活动；
- （五）是否存在触发国家安全审查的情形；
- （六）是否伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》；
- （七）是否履行商务主管部门作出的行政处罚决定。

**第二十一条** 检查时，商务主管部门可以依法查阅或者要求被检查人提供有关材料，被检查人应当如实提供。

**第二十二条** 商务主管部门实施检查不得妨碍被检查人正常的生产经营活动，不得接受被检查人提供的财物或者服务，不得谋取其他非法利益。

**第二十三条** 商务主管部门和其他主管部门在监督检查中掌握的反映外商投资企业或其投资者诚信状况的信息，应记入商务部外商投资诚信档案系统。其中，对于未按本办法规定进行备案，备案不实，伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》，对监督检查不予配合或拒不履行商务主管部门作出的行政处罚决定的，商务主管部门应将相关诚信信息通过商务部外商投资信息公示平台予以公示。

商务部与相关部门共享外商投资企业及其投资者的诚信信息。

商务主管部门依据前二款公示或者共享的诚信信息不得含有外商投资企业或其投资者的个人隐私、商业秘密，或国家秘密。

**第二十四条** 外商投资企业及其投资者可以查询商务部外商投资诚信档案系统中的自身诚信信息，如认为有关信息记录不完整或者有错误的，可以提供相关证明材料并向商务主管部门申请修正。经核查属实的，予以修正。

对于违反本办法而产生的不诚信记录，在外商投资企业或其投资者改正违法行为、履行相关义务后3年内未再发生违反本办法行为的，商务主管部门应移除该不诚信记录。

## 第四章 法律责任

**第二十五条** 外商投资企业或其投资者违反本办法的规定，未能按期履行备案义务，或在进行备案时存在重

大遗漏的，商务主管部门应责令限期改正；逾期不改正，或情节严重的，处3万元以下罚款。外商投资企业或其投资者违反本办法的规定，逃避履行备案义务，在进行备案时隐瞒真实情况、提供误导性或虚假信息，或伪造、变造、出租、出借、转让《备案回执》的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

**第二十六条** 外商投资企业或其投资者未经审批在国家规定实施准入特别管理措施所列的限制投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

**第二十七条** 外商投资企业或其投资者在国家规定实施准入特别管理措施所列的禁止投资领域开展投资经营活动的，商务主管部门应责令限期改正，并处3万元以下罚款。违反其他法律法规的，由有关部门追究相应法律责任。

**第二十八条** 外商投资企业或其投资者逃避、拒绝或以其他方式阻挠商务主管部门监督检查的，由商务主管部门责令改正，可处1万元以下的罚款。

**第二十九条** 有关工作人员在备案或监督管理的过程中滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的，依法给予行政处分；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

## 第五章 附则

**第三十条** 本办法实施前商务主管部门已受理的外商投资企业设立及变更事项，未完成审批且属于备案范围的，审批程序终止，外商投资企业或其投资者应按照本办法办理备案手续。

**第三十一条** 外商投资事项涉及反垄断审查的，按相关规定办理。

**第三十二条** 外商投资事项涉及国家安全审查的，按相关规定办理。备案机构在办理备案手续或监督检查时认为该外商投资事项可能属于国家安全审查范围，而外商投资企业的投资者未向商务部提出国家安全审查申请的，备案机构应及时告知投资者向商务部提出安全审查申请，并暂停办理相关手续，同时将有关情况报商务部。

**第三十三条** 投资类外商投资企业（包括投资性公司、创业投资企业）视同外国投资者，适用本办法。

**第三十四条** 香港特别行政区、澳门特别行政区、台湾地区投资者投资不涉及国家规定实施准入特别管理措施的，参照本办法办理。

**第三十五条** 香港服务提供者在内地仅投资《〈内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对香港开放的服务贸易领域，澳门服务提供者在内地仅投资《〈内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排〉服务贸易协议》对澳门开放的服务贸易领域，其公司设立及变更的备案按照《港澳服务提供者在内地投资备案管理办法（试行）》办理。

**第三十六条** 商务部于本办法生效前发布的部门规章及相关文件与本办法不一致的，适用本办法。

**第三十七条** 自由贸易试验区、国家级经济技术开发区的相关机构依据本办法第三章和第四章，对本区域内的外商投资企业及其投资者遵守本办法情况实施监督检查。

**第三十八条** 本办法自公布之日起施行。《自由贸易试验区外商投资备案管理办法（试行）》（商务部公告2015年第12号）同时废止。

- 附件：1. 外商投资企业设立备案申报材料（略）  
2. 外商投资企业变更备案申报材料（略）  
3. 外商投资企业设立备案回执（略）  
4. 外商投资企业变更备案回执（略）

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。